

いつか役に立つ

法律知識 No.72

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 征平

総務課 主幹
(所属:福島県弁護士会)

Q

映画の著作権

映画を観に行くと、上映前に映画の盗撮には刑罰が科せられる旨の警告が必ずあります。映画を勝手に撮影することは著作権を侵害することになるのは分かるのですが、私的使用のための撮影であれば、許されているのではないかと思います。警告にはその旨が一切触れられていませんが、私的使用のために映画館で映画を撮影することも違法なのでしょうか。



A

原則として、映画などの著作物についてコピーを作成することは著作権侵害となります。映画館で映画を撮影して録画することも著作権侵害となり、刑罰の対象となることが原則です。

ただし、著作権法は、一定の場合、コピーを作成することを許しています。私的使用のためのコピーはその一つであり、個人で利用するためにコピーを作成することは著作権侵害となりません。そのため、撮影された映画を個人で観る目的であれば、映画館で映画を撮影しても著作権侵害となるようにも思えます。

もっとも、私的使用のためコピーであっても著作権侵害とされる場合があります。

海賊版対策のため映画館での録画・録音については、映画の盗撮の防止に関する法律という特別の法律が制定されています。この法律は、映画館で映画を録画・録音された際、私的使用の目的だと主張されないよう、私的使用目的であったとしても、公開後8か月間は、映画館での有料映画の録画・録音は著作権侵害となるとしています。この法律により、私的使用の目的であったとしても、映画の撮影は著作権を侵害することになり、刑罰の対象となることになります。

各出張所で法律相談会を開催しています
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 2月6日(月)、3月6日(月)
- いわき出張所 2月14日(火)、3月13日(月)
- 二本松出張所 2月20日(月)、3月20日(月)

ここから下は広告です。